広がる下水道

森本町・寺戸町 鶏冠井町の 一部地域で供用開始

向日市の公共下水道事業は、一部地域で供用開始されていますが、五月二十七日、新たに森本町・寺戸町および鶏冠井町の一部地域で供用開始されました。

今回、供用開始となったのは、森本町前田・天神ノ森、寺戸町東野辺・東ノ段中ノ段・西ノ段の各一部地域、および鶏冠井町沢ノ西堀ノ内・草田・稲葉・番田と上植野町野添の各一部地域（面積四・一ヘクタール　人口四百五十人）です。

これで、公共下水道が使用できる地域は十七ヘクタール、人口は二千七百八十八人となりました。

下水道管敷設工事

水洗化工事はお早めに

供用開始区域内では、三年以内に水洗化することが下水道法で義務づけられています。区域内のみなさんの水洗化がおくれますと、下水道施設建設に要した多額の費用がむだになります。また、三年を過ぎると奨励金、融資金制度も利用できなくなりますので、一日も早く水洗化されますようお願いします。

なお、水洗化工事は排水設備工事公認業者（九業者）でなければできません。工事の際は皆さんが公認業者から見積りをとり、工事内容について十分納得されたうえで、工事の依頼をしてください。

昭和五十四・五十五年度に供用開始した森本町春日井・四ノ坪・石田・下森本山開・前田および鶏冠井町草田の各一部地域では、すでに五三パーセントのご家庭で水洗化がなされましたが、まだのご家庭も下水道の意義を十分にご理解のうえ、早急に水洗化工事をしていただきますようお願いします。

市史編さん活動日誌から⑮

宮殿が壊した古墳

都出 比呂志（大阪大学助教授）

長岡京の跡が現代の開発によって、毎日のように壊されつつある。

ところが、いまから千二百年前の長岡京の都づくりが、それ以前の多くの遺跡を壊したことは余り知られていないであろう。

長岡京の建物の柱穴や道路わきの溝などを掘ると、しばしばその中から弥生時代の土器や石器が出土する。これは弥生時代の集落跡を壊して宮殿を建設したために、柱穴などの埋め土の中に過去の遺物が入り込んだためと考えられる。

弥生時代の集落跡ならば、長岡京時代にはすでに埋もれていて、当時の人々も気がつかなかったに違いない。

ところが、当時でも地上に高い墳丘を残していたはずの古墳までもが、長岡京建設の犠牲になったのである。長岡京の造営のために起伏のある土地を整地して平坦にする際に、多くの古墳が壊された。おもなものを列挙してみよう。

現在、長岡京跡の碑が立っている史跡公園の西北と西南のはずれ二箇所で古墳の周濠の一部がみつかっている。ともに方墳のようだが、濠の中から五世紀の埴輪が出土した。また、市民会館の北西の交差点付近でも古墳の周濠が検出された。

さらに、阪急西向日駅の東側、市老人福祉センターの敷地でも一辺一〇メートル余の古墳時代の方形周溝墓が二基あった。

このほか、宮城のあちこちで埴輪が出土するから、かつて存在した古墳は、かなりの数にのぼるであろう。

これらの古墳の周濠の中に長岡京時代の瓦や土器がおちこんでいて、それより新しいものと混じることが少ないから、長岡京時代の整地や建物の建設によって壊されたことは明らかである。

向日市域では、西の丘陵の上に四世紀代の古墳が多いが五世紀の古墳については、これまで不明なことが多かった。

長岡京建設で破壊された、低地の五世紀の古墳の新たな発見によって、向日市の五世紀の歴史も少しずつ分るようになったのは喜ばしい。

それにしても、現在なら古墳を壊そうとすれば保存の声が起こるところであるが、長岡京造営の責任者は、古い墓を壊すことに何の抵抗をも感じなかったのであろうか。

宮殿で壊された古墳の埴輪

児童手当

受給者の方は 13日までに現況届を

現在、児童手当を受給しておられる方は「児童手当現況届」を、6月13日(土)までに必ず社会福祉課へ提出してください。

この届は、受給者の前年の所得状況や養育状況、また受給者の方が被用者（サラリーマン）であるか非被用者（自営業・農業従事者等）であるかを年一回、6月1日現在の状況を確認して、その年の6月から引続き児童手当を受給できるかどうかを審査する大切な届です。

この届を提出されないと支給要件に該当していても6月分以降の手当を受給することができませんので、ご注意ください。

なお、所得オーバーのため児童手当を受給されていない方でも、昨年の所得が前年より減ったり、また扶養親族数が増加したりした方は、支給要件に該当する場合もありますので、認定請求書を提出してください

▽お問い合わせ
社会福祉課児童福祉係　内線268

無料法律相談

▽とき　6月27日（土）午前10時～正午
▽ところ　市役所1階市民相談室
▽内容　金銭貸借・土地・財産などの法律問題
▽予約日　25日（木）午前9時から受付け（先着4名・電話でも可）
▽申込み　広報広聴課　内線251

予約制

6月期分 児童手当の支払い

児童手当の6月期分（2月～5月分）の支払いを、6月10日(水)に行います。

口座振込み利用の方は、各金融機関へお越しください。

利用しましょう 市の規格葬儀制度

市の「規格葬儀制度」は市民生活の簡素化の一環として行っているもので、市の規格葬儀をご利用くだされば、葬儀の費用の一部を市が負担するものです。

▽葬儀の方法は
仏式・神式・キリスト教式

▽葬儀の費用は
それぞれの方式ごとに、第一種が15万円（火葬料霊柩車使用料は除く）でこの費用のうち1万5千円を市が負担。喪主が生活保護世帯や市町村民税非課税者の場合は、第二種の規格により葬儀を行うことができます。この場合、費用は9万円で、そのうち4万円を市が負担。

▽手続きは
所定の申込書に必要事項を記入のうえ市に提出し承認を得た後、指定業者の中から随意選んで業者へ直接申込んでください

▽指定業者
京都葬祭‖寺戸町西田中瀬　電933―4242
京都互助センター‖京・上京区一条通紙屋川上ル　電463―4444
近畿葬祭‖京・南区九条大宮東入下ル　電681―4201
公益社‖京・中京区烏丸通三条下ル　電221―4116

▽お問い合わせ
市民課　内線214

6月の行事予定

老人福祉センター

▽休館日
7日（日）・15日（月）
21日（日）・29日（月）

▽おとしよりよろず相談
2日（火）　午後1時30分～午後4時

▽高齢者職業相談
9日（火）　午前10時～午後4時

▽健康相談
12日（金）・26日（金）
午後2時～3時30分

▽独居老人昼食会
5日（金）・19日（金）
午前11時30分～午後1時

▽映画会
28日（日）　午後1時～3時

▽老人セーフティクラブ
19日（金）　午後2時～3時

困りごと相談

あらゆる困りごとに、各機関の専門家が相談に応じます。

▷とき　6月9日・23日(火)
午前10時～午後3時

▷ところ　向日市民会館

「市議会のご案内」発行

市議会事務局は、このほど「市議会のご案内」という冊子を発行しました。

この冊子は、市議会のしくみや活動について、市民のみなさんに知っていただくためにつくったものです。

ご希望の方は、議会事務局までお越しください。

なお、数に限りがありますので、お早目にどうぞ。

議会事務局　内線243

ことばきこえの教室 ①

今回から、第6向陽小学校の「ことば・きこえの教室」の中元司郎・梓山洋二先生のご協力により、〝ことば・きこえの教室〟シリーズを毎月一日号に連載します。

どうぞご愛読ください。

●構音障害

産まれたばかりの赤ちゃんの産声は、子どもがこの世で初めて使う音声です。

やがて子どもは成長し音声をコミュニケーションの手段として使えるようになります。これが、「ことば」のはじまりです

「ことば」はみるまに数も種類も増えていき、それにつれてだんだんと正しい構音（発音）も身についてきます。

ところが、何らかの原因で適当な時期に正しい構音を習得できず、『カラス』を『ダラス』といったり、『サカナ』を『タカナ』といったりする習慣がついたまま学童期をむかえてしまう子どもが、百人に二～三人の割合でいるといわれています。このようなことばの障害を「構音障害」といいます。

構音障害は子どもが安心して話せない、あるいは話す機会が少ない、などの原因から生じてきます。

正しい構音を育てるには、元気に友だちと遊べる、たくましい子に育てること、話すことが楽しい、積極的にしゃべろうという暖かい家庭の雰囲気をつくっていくことが大切です。

（この欄についてのご感想・ご質問・ご意見をお寄せください。）

ことば・きこえの相談
▽とき　毎週土曜日　午前中
▽ところ　第6向陽小
☎934―0403

（ゆずります）

ベビーベッド	1件	ギター	1件
パネルヒーター	1件	子供用自転車（女子用14インチ）	1件
鳥カゴ	1件		

（ゆずってください）

オルガン・ぶらさがり健康器・大人用自転車・幼児用自転車・バイク（50cc）・陳列棚・カラーテレビ・冷凍冷蔵庫・子供用自転車（男子用20インチ）・ステレオ・ひなまつりセット・お節句セット・ソファベッド・ピアノ・二段ベッド・乳母車

◆連絡先　市民安全課　内線234